

平成27年度

周防大島町教育の基本方針

周防大島町教育委員会

目 次

I	周防大島町の教育（学校教育課）	
1	本町教育の現状と課題	1
2	基本方針	1
3	基本方針の推進	1
II	周防大島町教育の構造	2
III	学校教育の基本方針	
1	基本方針	3
2	重点施策	3
IV	社会教育の基本方針	
1	基本方針	5
2	重点施策	5
V	総務の基本方針	
1	基本方針	7
2	重点施策	7

平成27年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町の教育

1 本町教育の現状と課題

本町の教育は、町民の熱意と関係者の努力、地域の強い絆に支えられて、今日まで歩んできた。しかしながら、我が国における経済の国際化や人口減少などの影響を受け、地場産業の衰退や少子高齢化等の課題が生じており、本町の重点施策「定住対策」を視野に入れた教育の在り方を問い直す必要にせまられている。

このような中、平成23年度から小学校で、24年度から中学校で新しい学習指導要領が完全実施された。その中では「生きる力の育成」という根本理念をそのまま引き継ぎながら、外国語活動の導入や言語活動の重視、理数教育の充実など、様々な重点施策が取り入れられている。本町においても、児童生徒の実態と地域社会の現状を見つめ直し、改めて「生きる力の育成」という理念にそった教育活動を展開する必要がある。

2 基本方針

本町教育の推進にあたって、町教育委員会は「ふるさとの心をつなぐ教育と文化の島づくり・人づくり」を基本目標として定めている。

「ふるさとの心」とは、純朴・勤勉な町民性や子どもの教育のためには自己犠牲をも惜しまぬ教育風土、ハワイ移民に見られる進取の気性などを指している。このような「ふるさとの心」をよき伝統として受け継ぎ、現在の町民の願いを踏まえて、複雑高度な文明社会に立ち向かい、たくましく生きる人材を育成することが本町教育の基本方針である。過疎化、少子化のすすむ本町ではあるが、やがてはこのような人材が文化の香り高い島づくり、人づくりに寄与してくれるものと期待している。

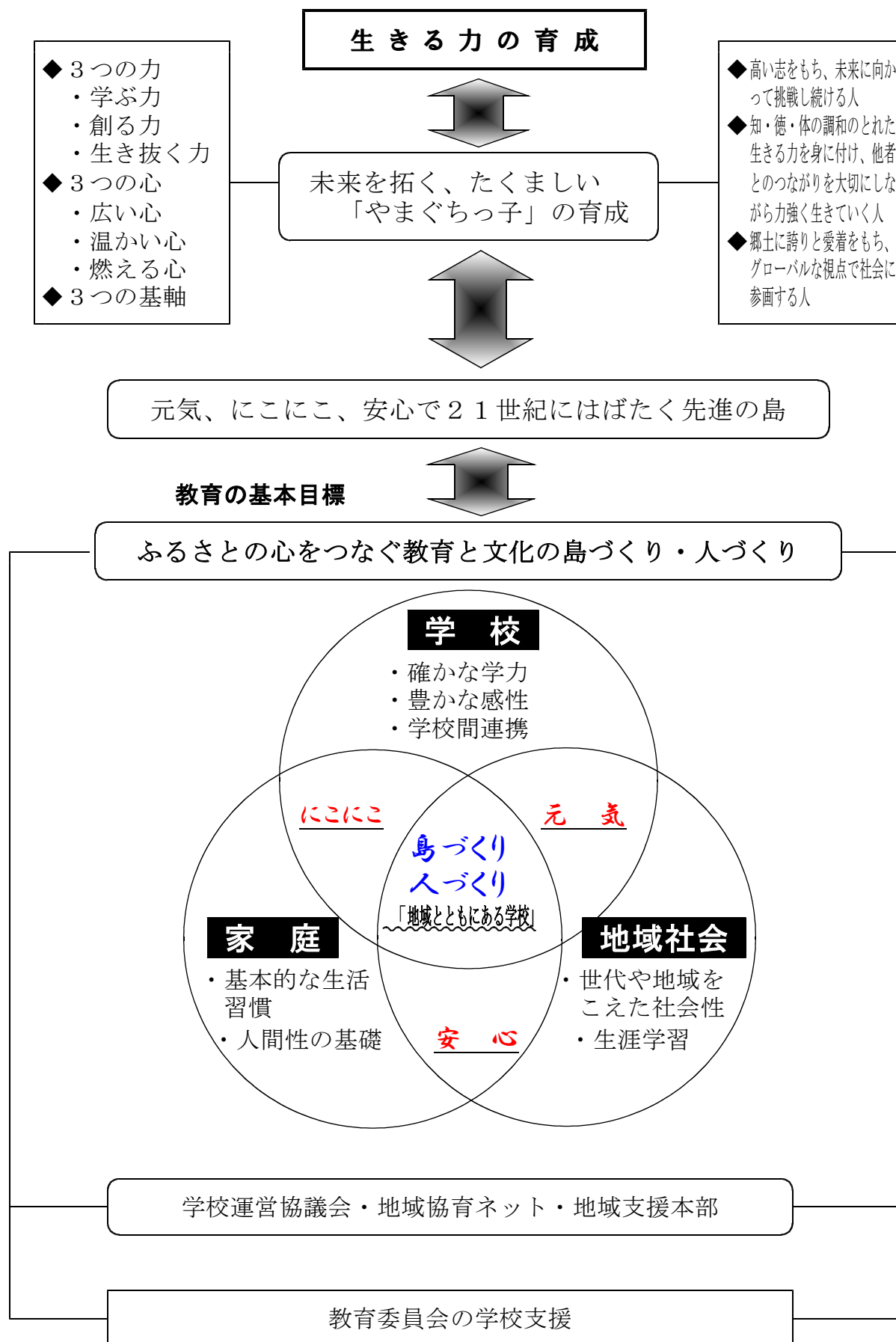
このことは、町が掲げるスローガン「元気、にこにこ、安心で21世紀にはばたく先進の島」の実現にもつながるものと信じている。

3 基本方針の推進

具現化にあたっては、学社融合の姿勢を根底に据え、学校教育、社会教育（家庭・地域）の分野において、次のような視点から取り組む。

- (1) 21世紀に力強く対応できる資質や能力を身につけた、人間性豊かな人づくりに努める。
- (2) 学校や家庭、地域社会の教育力を生かし、心豊かな町づくりに努める。
- (3) 生涯学習、生涯スポーツの振興に努め、元気で明るい町づくりをする。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

II 周防大島町教育の構造



Ⅲ 学校教育の基本方針

1 基本方針

学校教育は、知徳体の調和のとれた人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を目的としている。この目的達成のためには、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学ぶ意欲や向上心等を高めるとともに、感謝の心や思いやり、困難に負けないたくましい心身の育成など、「生きる力の育成」が課題となる。

そして、この育成にあたっては、学校経営において、教職員の優れた指導力と保護者・地域との信頼関係という土台をつくること、学校内外の教育資源を積極的に取り込むこと、小中高の連携など長期的見通しを持つことが必要となる。

また、学校経営を充実させるためには、

- ①「周防大島町教育の水準」をもとに学校の実態を踏まえた重点目標の明確化
- ②目標達成のための具体的な計画・段取り・実践
- ③自己評価や学校運営協議会等の評価を生かした学校評価・学校改善のPDCAサイクルにそった経営を進めることが重要である。

2 重点施策

(1) 確かな学力の育成

- 検証・改善サイクルを生かした児童生徒の学力の確実な定着と向上を図る。
- 校内研修の在り方を工夫し、教員の授業力向上を図る。
- 児童・生徒の教育環境や実態を踏まえて、教育活動を工夫する。
- 情報化社会に適切に対応できる知識と技能を身につけさせる。
- 異校種間連携をとおして、学習規律の確立、家庭学習の習慣化に努める。
- 地域の人的教育資源を活用し、教育活動の充実を図る。

(2) 豊かな心の育成

- 新学習指導要領をふまえ、基本的な倫理観や社会性、規範意識などを育むため、発達段階に応じた道徳教育を実施する。
- 子どもたち一人ひとりの人権尊重意識を高め、互いの人権を尊重し合う態度を育成する。
- 読書活動のさらなる充実を図り、主体的に読書に親しもうとする心を育てる。
- 開発的・予防的な生徒指導に取り組む中で、子どもたち一人ひとりの自己存在感を高め、「自己指導能力」を育てる。
- 様々な交流・体験活動の充実を図り、心豊かな子どもを育てる。

(3) 健康増進、体力向上

- 児童・生徒の健康、体力の実態を把握し、向上に向けて計画的な取組を行う。
- 体育の授業を充実し、運動する楽しさを味わわせる。
- 1校1取組を生かし、主体的な取組を推進する。

(4) 危機管理

- いじめや不登校、問題行動の未然防止に努めるとともに、必要に応じて関係機関とも積極的に連携し、早期解決を図る。
- 自然災害や不審者への対応などに向けて、校内体制を整備するとともに、防災教育の充実を図る。
- 服務規律の確保、綱紀の保持に向けた計画的・継続的な教職員研修を行う。
- 教職員一人ひとりの実態把握に努め、適宜、個に応じて指導をする。

(5) 信頼される学校づくり

- コミュニティ・スクール、地域協育ネットの取組を充実させることにより、地域とともにある学校づくりを一層推進する。
- 情報の発信や共有化による学校と保護者及び地域の信頼関係の醸成を図る。

IV 社会教育の基本方針

1 基本方針

国際化、情報化や科学技術の進展とそれらと関連した価値観の多様化、また、環境問題の深刻化、少子高齢化などの社会状況の波は本町にも押し寄せている。また、近年は、町民個々の教育ニーズも多岐にわたり、わが町が長年培ってきた「家族ぐるみ・地域ぐるみの共同体に支えられた教育基盤」も変容しつつある。

そこで、本町では、人権尊重の精神を学習の基盤として、新たな時代に対応できる人材育成と、高齢化社会における健康と生きがいのづくりに向け、「だれでも、いつでも、どこでも」学び、ふれあい、楽しむことができる生涯学習と生涯スポーツへの支援を図り、町民と共に生きがいある家庭教育、社会教育を推進する。

加えて、私たちの心の豊かさの源であり、郷土への誇りとなる特色ある文化遺産の継承と個性豊かな地域文化の創造に努め、本町教育の基本方針である「ふるさと心の心をつなぐ教育と文化の島づくり・人づくり」の具現化を図りたい。

2 重点施策

(1) 多様なライフスタイルに対応した生涯学習の推進

- 多様な学習ニーズにあった学習機会の提供・学習内容の充実
- 社会教育施設の活用及び生涯学習情報の提供
- 郷土の歴史・芸能・文化の保存・継承と文化活動の推進
- 図書館の利用体制の環境整備と読書活動の奨励

(2) 地域教育力活性化の推進

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する「地域協育ネット」の推進
- 家庭の教育力を高める学習機会の充実・相談支援体制の整備
- 青少年の健全育成に関わる情報の提供、相談体制の整備
- 社会教育団体の活性化のための支援

(3) 人権教育の推進

- 「山口県人権推進指針」の周知
- 指導者の育成による地域の人権教育の充実
- 「周防大島町人権教育推進大会」の開催
- 公民館学級や学校PTA研修会における人権学習講座の開催

(4) スポーツの振興

- 生涯スポーツの普及や地域スポーツ活動の充実
- 各種指導員の養成・確保及び研修会の充実
- スポーツ施設の機能向上と利用促進
- 学校体育施設開放の促進及び効果的な活用
- 総合型地域スポーツクラブの育成

V 総務の基本方針

1 基本方針

学校施設の整備については、学校は児童生徒の学習・生活の場であり、施設の耐震化が最優先課題である。本町学校施設整備計画に基づき、着実に施設整備を進めてきた。平成26年度耐震化工事完了後、本町の学校施設耐震化率は100%になる。

近年、大規模な地震で屋内運動場の天井落下など非構造部材に被害が発生したことから、文部科学省は平成27年度を目標に非構造部材（吊り天井材・吊りバスケットゴールなど）の早急な対応を学校設置者に求める通知を发出した。本町では、施設点検の結果、屋内運動場の天井等落下防止対策が必要な小学校2棟、中学校1棟の整備について、平成28年度完了を目指す。

なお、屋内運動場の非構造部材落下防止対策が簡易な工事については、平成27年度に実施する。

学校給食については、安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進、食材の地産地消などに取り組む。

また、学校再編については、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるために、平成27年度学校統合の児童・生徒・保護者へのアンケートを実施し、近い将来の再編計画に資する。

2 重点施策

(1) 施設の維持修繕

○緊急度の高い非構造部材落下防止の安全点検を実施し、安全性確保の補修修繕を行う。

- ・久賀中学校、島中小学校、安下庄小学校の屋内運動場天井等落下防止対策工事実施設計
- ・東和中学校、安下庄中学校、三蒲小学校、森野小学校、城山小学校の非構造部材落下防止対策工事

○学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(2) 教育施設の整備・充実

○潤いのある快適な教育環境などに配慮し、充実した施設整備を行う。

- ・明新小学校外構工事

(3) 周防大島町立学校再編に関する児童・生徒・保護者アンケートの実施

平成16年10月に周防大島町が誕生し、少子高齢化が進む本町では、中学校の統合方針を決定し、平成21年3月31日に4中学校を閉校（第1期統合）した。その後、極小規模校であった3小学校を順次閉校し、現在、小学校11

校、中学校5校を設置している。当初計画では中学校の第1期統合（平成21年3月31日）後、中学校生徒数が300人を切る見込みである平成29年4月頃としている。今回、第2期統合を進めるにあたり、第1期統合後6年が経過し、その後保護者や関係者の学校統合に関する意識の変化や考えをアンケートで把握し、次期統合に資する。

（4）総合教育会議の開催

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月から町長と教育委員会の事務の調整を行うため、総合教育会議を設ける。会議では、大綱の策定に関する協議や教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興を図るための重点的に講ずべき施策を協議する。

また、児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議する。

- ・総合教育会議規則の制定
- ・大綱の策定